

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和5年6月16日付けで提起した、処分庁による令和5年6月16日付け情報一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分のうち、非公開とした部分を公開とする処分に変更する。

事案の概要

1 令和4年4月ころまでに、葛飾区私立保育所等扶助要綱で定める保育園に対する補助金について、申請のために処分庁が提供しているエクセルの関数に誤りがあり、誤った関数に基づき各園が請求していたため、結果として処分庁が基準より多くの補助金を交付していること（以下「本件誤払い」という。）が判明した。

そこで、処分庁は、本件誤払いの詳細について調査を開始した。

2 令和4年6月9日、マスコミにおいて、本件誤払いが報道され、数億円程度の誤払いがあることが報じられた。

3 令和4年6月16日、審査請求人は、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁に対し、次の各文書の情報公開

請求を行った（以下「情報公開請求」という。）。

- (1) 令和4年6月に開催された庁議の会議録
 - (2) 私立認可保育所に対する（パートの保育士を雇った際の）補助金の算定誤りについて、区長に報告した資料及び報告内容一式（メモを含む）
 - (3) 私立認可保育所に対する（パートの保育士を雇った際の）補助金の算定の誤りについて、誤支給額（概算額を含む）を計算した資料一式（メモを含む）
 - (4) 私立認可保育所から（パートの保育士を雇った際の）補助金の算定の誤りについて、連絡、相談などの受付関連資料一式（メモを含む）
 - (5) 今まで明らかになっている誤支給、誤送金、誤認定案件の件数、金額および回収件数、回収金額の関連資料一式のうち、現在区が保有している文書
- 4 令和4年6月17日、区は、誤支給額の総額が5億円を超えることなどを公表した。
- 5 情報公開請求について、各主管課がこれに対応したが、子育て支援部は、情報公開請求の(2)から(4)までの情報について公開することを決定（以下「旧処分」という。）するとともに、以下の各資料（以下、併せて「旧開示情報」という。）が公開する情報に該当するとして、条例第7条の規定により情報公開決定を行い、令和4年6月29日、情報公開決定通知書（4葛子子第618号）により審査請求人に通知した。ただし、処分庁の説明は不明確であるが、情報公開請求の(4)の情報は存在せず、いずれも(2)又は(3)の情報に該当するものと考えて提出したようである（旧処分に関する審査請求における口頭意見陳述の際の発言及び口頭意見陳述に係る意見提出についてと題する書面）。
- ① 令和4年4月5日 保健福祉委員会資料
保育標準時間対応保育パート保育士等加算について【情報提供】
 - ② 令和4年6月9日 保健福祉委員会資料
私立認可保育所に対する補助金の算定額の相違について
 - ③ 令和4年6月23日 保健福祉委員会資料
私立認可保育所に対する補助金の算定額の相違について
別紙として、相違額の計算表（保育園名の記載のないもの。）
 - ④ 区のホームページ「私立認可保育所に対する補助金の算定額の相違について」と題するページ

- 6 審査請求人は、旧開示情報以外の情報があるとして、旧処分の取消しを求めて、令和

4年8月10日、旧処分を取り消し、情報公開請求の対象である全ての情報の公開の決定をするよう求める審査請求を提起した。

7 処分庁は令和5年5月1日、旧処分を取り消し、新たに上記旧処分における開示情報に加えて、以下の文書の情報（以下、旧開示情報と併せて「本件開示情報」という。）が、情報公開請求の対象文書に該当するとともに、同文書のうち、保育園名については、条例第9条第3号ア所定の法人不利益情報に該当するとして、同年6月16日、条例第7条第1項に基づき本件処分を行い、同日、情報一部公開決定通知書（5葛子施第156号）により審査請求人に通知した。

⑤ 補助金の算定相違額の計算表のうち、保育園名の記載があるもの。

8 審査請求人は、本件開示情報以外の情報があるとして、本件処分の対象とならなかった文書が存在するとして、本件処分を取り消し、情報公開請求の対象である全ての情報の公開の決定をするよう求めるとともに、非公開とした情報についても開示するよう求めて、本件審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 令和4年7月14日、保健福祉委員会において子育て支援課長が「関係する資料はほかにもあるというふうに認識してございます。」と発言している。また、令和4年4月4日に同課が区長に報告していながら、情報公開請求日である同年6月16日までになんの報告もないということは5億円程度の過払いが問題になっている以上不自然である。
- (2) 同年6月8日に、区長がオンラインでの園長会において、各保育園園長らに対して、本件誤払い金を返還しなくても良いと発言しているが、この発言をする前提として、同年4月5日付けの保健福祉委員会の資料1枚しかないのは不自然である。加えて、同年6月9日にマスコミが本件誤払い金額を5億円と報告しており、その前提として何らかの資料があったはずである。
- (3) 現に審査請求人は、開示されていない資料を取得している（審査請求人の令和6年3月29日付け反論書の別紙1及び2）

(4) 保育園名については、法人不利益情報に該当しない。

2 処分庁の主張

(1) 保健福祉委員会における子育て課長の発言は勘違いであり、オンライン園長会は開催されていない。

(2) 検討過程において、メモや下書き資料は作成したが、最終的に確定した資料のみ保存している。

(3) エクセルデータは適宜更新し、更新前のものは残っていない。

(4) 情報公開請求時点での資料及び現存する資料は決定した公開資料のみである。

(5) 保育園名を公開すると、区側の原因により誤払いが発生したにもかかわらず、施設の信頼を損ない、転園の希望や入園の忌避が生じるため、保育園名の公開は明らかに法人不利益情報に該当する。

法令等の定め

葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例（令和5年葛飾区条例第4号）付則第2項の規定によりなお従前の例によるとされた同条例による改正前の条例

(1) この条例は、区民の知る権利を保障し、区政に関する情報の公開を求める区民の権利を明らかにすることにより、区民の区政への参加の促進及び区政への信頼の確保を図るとともに、区が区政の諸活動について区民に説明する責務を全うし、もって公正で開かれた区政を推進することを目的とする（第1条）。

(2) 情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものをいう（第2条第2号）。

(3) 実施機関（区長、教育委員会等をいう。第2条第1号）は、情報の公開を求める区民の権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人に関する情報がみだりに公開されることのないように、最大限の配慮をしなければならない（第3条）。

(4) 何人も、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる（第5条）。

(5)ア 実施機関は、前条に規定する請求（情報の公開の請求）があった場合は、請求があった日（請求書の記載に不備があったときは、その補正がされた日とする。以下同じ。）の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報の公開の可否（第10条の3の規定による請求の拒否を含む。以下同じ。）を決定しなければならない（第7条第1項）。

イ 実施機関は、前項の決定をしたときは、情報の公開を請求したものに対し、速やかに書面により通知をしなければならない（第7条第2項）。

ウ 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する機期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する期間及び延長する理由を書面により請求者に通知しなければならない（第7条第3項）。

(6) 実施機関は、公開の請求に係る情報に条例第9条第1号ないし第4号に定める情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、当該情報を公開しないことができる（第9条本文）ところ、条例は、以下の情報を非公開情報と定めている。

ア 個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものを非公開情報と定めている（第9条第2号本文）。

イ 法人に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公開することにより当該法人等又は事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報等（第9条第3号ア）。

ウ 区政執行に関する情報のうち、監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実施要領、職員の選考、勤務評定及び人事記録、契約の予定価格、用地買収計画、争訟、交渉の方針その他の事務事業に関する情報（第9条4号本文）で、公開することにより当該事務事業又は同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に支障が生ずるおそれがあるもの（同号ア）や公開することにより人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの（同号オ）など

- (7) 第9条第2号本文に該当する情報であっても、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報は公開しないことができる情報から除外される（第9条第2号ただし書ア）。
- (8) 実施機関は、公開の請求に係る情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し当該情報を公開することができる（第10条の2）。

理 由

1 争点

- (1) 本件開示情報以外の情報が存在したと認められるか。存在したとすれば、どのような情報か（以下「争点1」という。）。
- (2) 保育園名が条例第9条第3号所定の法人不利益情報に該当するか（以下「争点2」という。）。

2 争点に対する当事者の主張の骨子

(1) 争点1について

ア 審査請求人の主張

(ア) 5億円超の誤払いが問題となっている本件において、本件開示資料しか存在しないことはあり得ない。情報公開請求に先立つ令和4年4月4日、同年6月9日及び同月10日に担当課である子育て支援課（当時）の橋本課長が区長に報告しているのであるし、同月8日に開催されたオンライン経営者協議会（園長会）において、返還請求しないという方針が示されているほか、同月9日の保健福祉委員会で誤払いの対応策について説明されていることからしても、本件開示情報以外の十分な資料に基づき協議されていたはずである。また、情報公開請求時に精査中であったのであるから、本件開示情報以外の資料が存在したはずである。

(イ) 区長が、令和4年第3回定例会一般質問（令和4年9月13日）において、「今回は、正確な情報の把握や検討体制の構築が大変遅れたことで対応の検討も時間を要してしまいました。また、その間には、政策形成過程の内部情報が外部に漏えいしたと思われる状況が重なることで、対応が後手後手となってしまいました。

これらの点について、大いに反省すべきと考えております。本件の経緯でございますが、令和4年3月末に事態が初めて確認されて以降、早期に事実確認を行うため、関係部署が連携し対応してまいりました。しかし、誤りの原因や算定相違額等の確定に時間を要し、さらに、調査の実施や法的解釈の確認など、多岐にわたる検討を行った上で、区の対応方針の決定に至ったものでございます。」と述べている。情報公開請求時に政策形成過程文書が存在したはずである。

(ウ) 本件の担当課である子育て支援課（当時）の橋本課長が、令和4年7月14日の保健福祉委員会において、情報公開請求の対象文書について「関係する書類は他にもあるというふうに認識してございます。」と回答しており、情報公開請求の対象となった文書が本件開示情報を以外にも存在すると自認している。

(エ) 令和4年6月3日付けの「パート保育士返還額一覧表」及び作成時期が不明な「パート保育士加算再算定一覧表」（いずれも審査請求人の令和6年3月29日付け反論書別紙1及び2）が存在している。それにも関わらず当該資料を除外して行われた本件処分は取り消されるべきである。

イ 処分庁の主張

(ア) 情報公開請求の対象は、本件開示情報が全てである。令和4年6月8日にオンライン経営者協議会（園長会）は行われていない。

(イ) 区長が漏えいしたと思われると説明した文書は、本件開示情報に含まれる。

(ウ) 保健福祉委員会における回答は、情報公開請求以外の本件誤払いに関する情報と混同したものであり、情報公開請求の対象となる情報は、本件開示情報のみである。

(エ) 従来、審査請求人の保有するパート保育士返還額一覧表及びパート保育士加算再算定一覧表のような表が存在した可能性は否定しないが、令和5年6月6日ころより、令和4年6月23日付け保健福祉委員会資料 私立認可保育所に対する補助金の算定額の相違について（保健福祉委員会資料）別紙計算表の書式に統一しており、情報公開請求当時には、算定相違に関する表は、これしか存在しなかった。

(2) 争点2について

ア 審査請求人の主張

保育園名を黒塗りにした点は承服できない。

イ 処分庁の主張

誤払いの原因は区であるにもかかわらず、保育園名が明らかになれば、保育園は保護者らの信頼を失うことになる。また、保育園名が明らかになれば、返還による経営の負担が保育サービスの質の低下や安全確保へ影響を及ぼすことにつながるのではないかとの疑念が生じることになる。この点、現に保育園側の落ち度と誤解し、糾弾する声が区にも寄せられている。

保育園名の公開により転園の希望や入園の忌避が生じるため、保育園名は条例第9条第1項第3号アの「公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報」に該当する。

3 判断

(1) 争点1について

本件処分においては、情報公開請求において開示対象となった情報「私立認可保育所に対する（パートの保育士を雇った際の）補助金の算定誤りについて、区長に報告した資料及び報告内容一式（メモを含む）」「私立認可保育所に対する（パート保育士を雇った際の）補助金の算定誤りについて、誤支給額（概算額を含む）を計算した資料一式（メモを含む）」の中に、本件開示情報以外の文書が存在したのではないかが問題となっている。

この点、処分庁は、令和4年6月6日ころより、様式を統一して集計及び資料作成を始めており、ほかの様式では作成しておらず、それ以前に作成されたほかの様式による従前の資料は適宜廃棄されているため、情報公開請求時には、ほかの開示資料は存在しないとしているが、この処分庁の説明には合理性が認められ、特段問題は認められない。

加えて、行政不服審査会による調査においても、処分庁は、情報公開請求日である令和4年6月6日時点で、開示された文書以外の文書を保有しないとしており、また、誤支給が発生した経緯や原因を調査した書類や令和4年6月8日に区長及び副区長が出席したと審査請求人が主張する経営者会議の会議資料や議事録等を保有していないとしている（なお、同経営者会議の存在は確認できない。）。

したがって、処分庁において、本件開示情報以外の文書を保有しているとは認めら

れない。

(2) 争点2について

処分庁が非公開とした情報は保育園名であるが、これについて処分庁は、保育園名が公開されると、保育園が故意に不正を行ったのではないにも関わらず、あたかも不正を行った園であるかのように見えることで、健全な運営を行っている施設であっても、保育園名の公開により転園の希望や入園の忌避が生じ、施設の経営に直結するため、条例第9条第1項第1号アに当たる当該法人に明らかな不利益を与える情報に当たると主張している。

しかしながら、条例第9号第1項第1号アは、公開することにより「明らかに」不利益を与えると認められる情報と規定していることからすれば、当該情報が公開されることにより、法人の事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人に具体的に不利益を与えることが一見して明白である場合に限り、明らかな不利益を与える情報に該当すると考えるべきである（東京高裁平成3年5月31日判決に同趣旨）。

これを本件についてみると、資料を開示してわかるのは、各保育園の平成30年度から令和3年度までの補助金支給額、再決定額及び相違額のみである。

保育園の一般的な運営主体である株式会社や社会福祉法人においては、一般的に計算書類が公にされている（会社法（平成17年法律第86号）第440条、社会福祉法人法（昭和26年法律第45号）第59条の2）ことからすれば、補助金の返還額が明確になることによって、ことさら事業者の競争上及び事業運営上の地位が侵害されるものではない。

また、今回の誤支給の主な原因は、区が作成した補助金の支給事務に使用する様式等に誤りがあったこと及び誤支給が発生した保育園は区内保育園の8割に達していることなどから考えても、誤支給が発生した園から転園を希望する利用者や入園を忌避する入園希望者が発生する可能性はかなり低いと考えられる。

以上から、保育園名は、条例第9条第3号アが規定する非公開情報、すなわち法人等に関する情報で、公開することにより当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められる情報に該当するとはいえない。

2 結論

以上より、本件審査請求中、非公開とした部分の取消しを求める部分については理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第63号）第46条第1項によりこれを認容し（なお、審査請求書においては、処分全ての取消しを求めるかのような記載になっているが、公開した部分について取消しを求めるものではないと考えられる。）、主文のとおり裁決する。

令和7年6月27日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。